

海老名市公共施設再編（適正化）計画改定支援業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 委託件名

海老名市公共施設再編（適正化）計画改定支援業務委託

(2) 業務目的

本業務は、海老名市公共施設再編（適正化）計画（平成 29 年 3 月策定）について、個別施設計画等対象施設にかかる各種計画の内容を踏まえた見直しと再整理を行った上で、中長期的な経費見込の積算を行う他、将来の対策案について検討し、改定案を作成することを目的とする。

(3) 対象施設

本市が所有する建築物及びインフラ系施設を含む全ての公共施設

※本業務における記述について以下のことを定める。

- ・建築物全般及び道路、橋梁、公園、下水道の内容を含むものについては「公共施設」と定める。
- ・建築物全般については「市民利用施設」と記述する。
- ・道路、橋梁、公園、下水道については「インフラ施設」と記述する。

(4) 委託期間

令和 4 年 5 月 30 日から令和 5 年 12 月 22 日まで

2 業務内容

(1) 計画準備

- ・資料収集整理

(2) 庁内会議の運営支援

- ・庁内関係部署の代表者により構成する「行財政改革推進委員会」及び「検討部会」に必要となる資料を作成するほか、会議出席、議事要旨の作成など会議の運営支援を行う。
- ・会議の運営支援
- ・資料、議事録の作成

(3) 市民ワークショップの運営支援、市民アンケートの調査実施及び分析、取りまとめ

- ・市民ワークショップ議題・要領の提案および運営、結果の取りまとめ、必要資料の作成（令和 4 年度の 5 月～10 月に計 5 回 30～40 名程度の参加者で開催を予定）
- ・市民アンケート調査内容の提案・調査用紙作成および発送、結果の分析、取りまとめ（3,000 通を予定）

(4) 個別施設計画の見直し

- ・全公共施設の LCC 表の再調整、平準化案の作成
- ・再編計画の改定案に合わせた個別施設計画の見直し
- (5) 公共施設の将来についての再分析
 - ・公共施設の将来コスト、投資限度額の試算
 - ・公共施設の将来利用予測
- (6) 公共施設再編（適正化）計画の見直し、改定案の作成
 - ・課題の整理
 - ・計画記載データ（人口、施設情報等）の時点修正
 - ・総務省の通知に基づく修正、追加事項等の反映
 - ・改定方針の提案
 - ・改定案の作成

改定にあたっては、総務省の指針なども踏まえ、対象施設に係る基本情報や既存計画等を把握・分析するとともに、必要な調査、調整、企画、提案等を実施すること。

なお、原則として、対象施設に係る基本情報、既存計画及びその根拠資料等は本市より貸与するが、その他に必要となる情報があれば市と手法等について協議の上、調査・収集すること。

また、関連計画・方針（個別施設計画、えびな未来創造プラン 2020、海老名市都市マスタープラン等）との整合を図ること。

3 提出書類

- (1) 海老名市公共施設再編（適正化）計画改定版：A 4 判 150 部カラー印刷
- (2) 海老名市公共施設再編（適正化）計画改定 概要版：150 部カラー印刷
- (3) 個別施設計画：分類毎 25 部程度 合計 500 部程度カラー印刷
- (4) 業務施行計画書（業務工程表を含む）：A 4 判 1 部
- (5) 庁内会議結果取りまとめ資料 A 4 判 1 部
- (6) 市民ワークショップ、市民アンケート取りまとめ資料 A 4 判 1 部
- (7) 業務報告書：A 4 ファイル綴り 1 部
- (8) その他議事録等関係資料
- (9) 上記（1）～（8）の電子データ（Word、Excel、PDF 等）の記録媒体 1 式

4 特記事項

(1) 業務の円滑な推進を前提に、常に密接な連絡を取り、定められた期間内に業務を完了すること。

(2) 業務期間中の内容の見直しや修正等については、業務の範囲とする。

(3) 業務の遂行上必要な資料で、市側が所有するものは原則貸与する。貸与品は業務完了と同時に返却すること。

(4) 業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を厳守すること。公共事業という認識と責務を果たすこと。

(5) 提出書類については、事前に市担当者の確認を受けること。

(6) 提出書類は全て本市の所有とし、本市の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならない。

(7) 本業務の執行に必要となる調査、調整、企画、提案等にかかる一切の費用は契約内に含むものとする。

(8) 第1回打ち合わせ時に業務施行計画書（実施方針、業務実施体制、業務工程表を含む）を提出すること。

(9) 本業務の主要な部分（総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断）の一部または全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、再委託の内容を明確にして、業務実施前に業務委託協力会社承諾願を提出し、市担当者の承諾を受けるとともに、適切な指導、管理を行うこと。

(10) 本市では海老名環境マネジメントシステムの運用に伴い、「契約事業環境配慮マニュアル」の適用となっている。よって、本委託は、その環境配慮マニュアルに基づき別紙の項目で対象となる事項について環境配慮を行うこと。

(11) 本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守すること。

(12) 業務完了後において、受託者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(13) 本仕様書に定めのない事項については、市担当者との協議しその指示に従うとともに打合せ議事録に協議した内容を記録すること。

以上

 契約事業に関する環境要素

海老名市の契約事業における環境要素は以下の環境要素一覧表のとおりである。これらの環境要素は、生活環境並びに地球環境の保全及び向上を図るためにかかすことのできないものである。

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境・景観	(1)緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑 ②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2)水辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(3)動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
2 地球環境	(1)資源	①石油類・金属等の鉱物資源 ②木材等の森林資源
	(2)大気	①自動車の排気ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気環境 ②公園、屋外体育施設などの砂塵による迷惑を考慮すべき局地的な大気環境 ③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3)水質	①公園、屋外体育施設、駐車場などの施設からの排水の影響を受ける水系 ②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系 ③契約業務実施により影響を受ける地下水
	(4)土壌	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面
	(5)建設副産物	①一般廃棄物 ②産業廃棄物 ③リサイクルできる排出物
3 生活環境	(1)騒音	①業務実施に伴う作業機械の稼動による騒音 ②業務実施に伴う車両走行による騒音 ③公園、競技場等屋外体育施設での騒音 ④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2)振動	①業務実施に伴う作業機械の稼動による振動 ②業務実施に伴う車両走行による振動 ③施設の空調機等電気・機械設備の振動
	(3)悪臭	施設等から排出される廃棄物等の悪臭
	(4)人の健康	①公園、競技場等屋外体育施設での健康増進、体力の向上 ②薬剤等の使用による人への影響 ③事業活動によって生じる人への影響
	(5)地域生活環境	①公園、競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境

□ 「計画・実施」時に配慮する事項

4. 各種調査委託

作業	配慮事項	環境要素
1	報告書の用紙は再生紙を使用するように努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
2	報告書の作成部数は無駄がないように最低限の部数とする。	1-(1)-① 2-(1)-②
3	現地調査等で車両を使用する場合は、作業効率を考慮し車両の使用回数を控えるように検討する。	1-(1)-① 2-(1)-②
4	報告書は可能な限り電子情報での提供とする。	1-(1)-① 2-(1)-②
5	調査等に使用する車両は、環境の配慮した車両の使用に努める。 (例：電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
6	調査に使用するOA機器等の電源管理の徹底を図るように努める。	2-(1)-①
7	業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める。	2-(1)-① 2-(2)-③